

～飲食店の管理者のみなさま～

2019年9月1日までに 店頭喫煙・禁煙の表示をお願いします！

★ 東京都受動喫煙防止条例の一部施行に伴い、2019年9月1日から、飲食店においては、喫煙できる場所があるか、店内禁煙かの店頭表示が義務化されます。

現在の店内の喫煙状況を正しく表示していただきますようお願いします。

【表示の例】

●店内全面禁煙の場合



●喫煙の場合



●新制度の基準を満たす喫煙専用室を設置した場合



※ 2020年4月1日からは、新しい制度に基づく標識の掲示が必要となります。
詳細は裏面をご覧ください。

◎ 東京都では、**標識(シール型)**及び**説明用パンフレット**を作成しました。入手方法は以下のとおりです。
(条例の要件を満たすものであれば、必ずしも都作成の標識を使用しなくても構いません。)

- (1) ホームページ「とうきょう健康ステーション」でダウンロード
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/leaflet/>
- (2) 電話での申込: 下記の受動喫煙防止対策相談窓口までお問い合わせください。
- (3) 保健所等の窓口: 保健所等の窓口でもお渡しできます。

ご不明な点は、専用相談窓口またはホームページ「とうきょう健康ステーション」まで！

【受動喫煙防止対策相談窓口】 0570-069690(もくもくゼロ)

※ 通話料がかかります。

※ 受付時間 平日(月曜日から金曜日まで) 午前9時～午後5時45分(祝日等を除く)

【ホームページ「とうきょう健康ステーション」】

東京都受動喫煙防止条例



☆ 宿泊施設及び中小・個人経営の飲食店に喫煙室を設置する場合の補助制度があります。
お問い合わせは0570-069690(もくもくゼロ)まで！(担当にお繋ぎします。)

担当：東京都福祉保健局保健政策部健康推進課事業調整担当(03-5320-4361)

2020年4月からは、全ての施設において、屋内に喫煙室を設置する場所を設ける際は、施設の管理権原者に、喫煙室及び施設の出入口への標識の掲示義務等が課されます。
(都内飲食店については、禁煙の場合も標識の掲示義務があります)。

～ 新しい制度における標識 ～

●喫煙専用室を設置した場合
(飲食等不可)



●指定たばこ専用喫煙室を設置した場合
(飲食等可) ※指定たばこ=加熱式たばこ



●喫煙可能室を設置した場合 (飲食等可)
※従業員がいない小さな飲食店のみ設置できます。



●店内全面禁煙の場合



【喫煙可能室】

従業員がいない、客席面積100㎡以下、中小及び個人経営の既存店という要件を満たした上で、所在地の保健所等に届け出る必要があります。

- 飲食店においては、2020年4月までに、お店を禁煙にするか、技術的基準に沿った喫煙室を整備するかを決めて、必要な対策をとってください。
- 新しい制度に沿った対策を取ったお店から、上記の標識を掲示してください。

- ・どんな対策をとればいいのかわからない！
- ・喫煙室を作るときに補助金はもらえるの？
- ・うちのお店の喫煙室は基準を満たしている？
- ・どの標識を貼るのか教えてほしい！
- ・補助金がもらえるの？詳しく聞きたい

お困りの場合は…

【受動喫煙防止対策相談窓口】

0570-069690(もくもくゼロ) まで！